

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7 月 5 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第52号

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 新潟県福祉のまちづくり条例施行規則（平成 8 年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正後表を削り、改正後表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改	正	後	改	正	前
(整備基準)			(整備基準)		
第 4 条 条例第10条第 1 項に規定する整備基準は、別表第 1 の左欄に掲げる区分に応じ、別表第 3 のとおりとする。 <u>ただし、次に掲げる建築物で、延べ面積（第 6 号に掲げる建築物にあっては、事務所の用に供する部分の延べ面積）が500平方メートル以下のものに対する整備基準の適用に当たっては、別表第 3 の 2 の左欄に掲げる整備項目について、同表の中欄に定める場合においては、同表の右欄のとおりとすることができる。</u> <u>(1) 別表第 1 建築物の部 2 の項に掲げる建築物（病院を除く。)</u> <u>(2) 別表第 1 建築物の部 3 の項から 5 の項まで、6 の項第 1 号、7 の項、8 の項第 1 号及び 9 の項から 12 の項までに掲げる建築物</u> <u>(3) 別表第 1 建築物の部 13 の項に掲げる建築物（現金自動設備（現金自動支払機及び現金自動受払機をいう。）に係る区画を除く。)</u> <u>(4) 別表第 1 建築物の部 14 の項から 16 の項まで、17 の項第 2 号及び第 3 号並びに 20 の項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物</u> <u>(5) 別表第 1 建築物の部 21 の項に掲げる建築物（共同住宅を除く。)</u> <u>(6) 別表第 1 建築物の部 22 の項に掲げる建築物</u>			第 4 条 条例第10条第 1 項に規定する整備基準は、別表第 1 の左欄に掲げる区分に応じ、別表第 3 のとおりとする。		

(適合証) 第5条 条例第14条第1項の規定による適合証の交付の請求は、<u>別に定める様式</u>により、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。 (1) <u>別に定める整備基準適合状況表</u> (2) 請求に係る建築物が複合用途建築物（一の建築物内に複数の公共的施設があり、当該建築物の内部が個々の公共的施設ごとに区画され、それぞれが主従の関係なく独立して使用されるものをいう。）である場合は、<u>別に定める用途面積算出表</u> (3)・(4) (略) 2 前項の規定にかかわらず、条例第17条の規定による届出を行う場合にあっては、第8条に規定する<u>別に定める様式の所定欄に条例第14条第1項の規定による適合証の交付の請求をする旨を記載することにより、同項の規定による請求を行うことができる。</u> 3 条例第14条第2項の規定により交付する適合証は、<u>別に定める様式</u>によるものとする。 4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた施設所有者等から適合証を返還させることができる。 (1) (略) (2) 公共的施設が、<u>第4条に規定する整備基準に適合しなくなったとき。</u> (事前協議) 第7条 条例第15条の協議は、特定公共的施設の新設等の工事に着手する日の30日前までに、<u>別に定める様式</u>により、第5条第1項第1号から第3号までに掲げる書類を添えて行わなければならない。 2 (略) (工事完了の届出) 第8条 条例第17条の規定による届出は、<u>別に定める様式</u>により行わなければならない。 (既存特定公共的施設の報告) 第10条 条例第21条第1項の報告は、<u>別に定める様式</u>により、第5条第1項第1号及び第3号に掲げる書類を添えて行わなければならない。	(適合証) 第5条 条例第14条第1項の規定による適合証の交付の請求は、<u>別記第1号様式</u>により、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。 (1) <u>整備基準適合状況表</u>（別記第1号様式の2） (2) 請求に係る建築物が複合用途建築物（一の建築物内に複数の公共的施設があり、当該建築物の内部が個々の公共的施設ごとに区画され、それぞれが主従の関係なく独立して使用されるものをいう。）である場合は、用途面積算出表（別記第1号様式の3） (3)・(4) (略) 2 前項の規定にかかわらず、条例第17条の規定による届出を行う場合にあっては、第8条に規定する<u>別記第3号様式の所定欄に条例第14条第1項の規定による適合証の交付の請求をする旨を記載することにより、同項の規定による請求を行うことができる。</u> 3 条例第14条第2項の規定により交付する適合証は、<u>別記第1号様式の4</u>によるものとする。 4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた施設所有者等から適合証を返還させることができる。 (1) (略) (2) 公共的施設が、<u>改修により整備基準に適合しなくなったとき。</u> (事前協議) 第7条 条例第15条の協議は、特定公共的施設の新設等の工事に着手する日の30日前までに、<u>別記第2号様式</u>により、第5条第1項第1号から第3号までに掲げる書類を添えて行わなければならない。 2 (略) (工事完了の届出) 第8条 条例第17条の規定による届出は、<u>別記第3号様式</u>により行わなければならない。 (既存特定公共的施設の報告) 第10条 条例第21条第1項の報告は、<u>別記第4号様式</u>により、第5条第1項第1号及び第3号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
---	---

(身分証明書)

第11条 条例第22条第2項の身分を示す証明書は、別に定める様式によるものとする。

別表第2（第3条の2関係）

- 1 (略)
- 2 都市公園移動等円滑化基準

整備項目	整備基準
(略)	
5 便所	(1) 便所を設ける場合には、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）のものは、次に定める構造とすること。 ア 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）内に、次に定める構造の便房（以下「<u>多目的トイレ</u>」という。）を1以上設けること。 (7)・(イ) (略) イ <u>多目的トイレ</u>の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ・エ (略) オ <u>多目的トイレ</u>の出入口の戸及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合における当該戸は、次に掲げる構造とすること。 (7)・(イ) (略) カ <u>多目的トイレ</u>が設けられている便所は、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 キ <u>多目的トイレ</u>が設けられている便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）に設定する洗面台のうち1以上の洗面台は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造とするとともに、車椅子使用者が円滑に利用できる高さの鏡を設置すること。

(身分証明書)

第11条 条例第22条第2項の身分を示す証明書は、別に定める様式によるものとする。

別表第2（第3条の2関係）

- 1 (略)
- 2 都市公園移動等円滑化基準

整備項目	整備基準
(略)	
5 便所	(1) 便所を設ける場合には、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）のものは、次に定める構造とすること。 ア 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）内に、次に定める構造の便房（以下「<u>車椅子使用者用便房</u>」という。）を1以上設けること。 (7)・(イ) (略) イ <u>車椅子使用者用便房</u>の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ・エ (略) オ <u>車椅子使用者用便房</u>の出入口の戸及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合における当該戸は、次に掲げる構造とすること。 (7)・(イ) (略) カ <u>車椅子使用者用便房</u>が設けられている便所は、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 キ <u>車椅子使用者用便房</u>が設けられている便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）に設定する洗面台のうち1以上の洗面台は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造とするとともに、車椅子使用者が円滑に利用できる高さの鏡を設置すること。

	ク 多目的トイレに設置する水栓器具は、レバー式等の操作が容易な構造とすること。 ケ (略) (2)～(4) (略)
(略)	
8 掲示板及び標識	(1) (略) (2) 整備基準に適合する便所若しくは障害者等用駐車施設の付近又は <u>多目的トイレ</u> の出入口には、それぞれ、当該便所、障害者等用駐車施設又は <u>多目的トイレ</u> があることを表示する標識を設けること。 (3) (略)
(略)	

別表第 4 (第 5 条、第 7 条、第 10 条関係)

区分	図	書	明	示	す	べ	き	事	項
建築物	(略)								
	各階平面図								
	1 (略) 2 廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる誘導用床材及び注意喚起用床材の位置並びに廊下等に設けられる戸の開閉の方法 3 階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）並びに階段に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置 4 (略) 5 多目的トイレのある便所、オストメイトのための洗浄設備を設けた便房のある便所及び床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器のある便所の位置								

	ク 車椅子使用者用便房に設置する水栓器具は、レバー式等の操作が容易な構造とすること。 ケ (略) (2)～(4) (略)
(略)	
8 掲示板及び標識	(1) (略) (2) 整備基準に適合する便所若しくは障害者等用駐車施設の付近又は <u>車椅子使用者用便房</u> の出入口には、それぞれ、当該便所、障害者等用駐車施設又は <u>車椅子使用者用便房</u> があることを表示する標識を設けること。 (3) (略)
(略)	

別表第 4 (第 5 条、第 7 条、第 10 条関係)

区分	図	書	明	示	す	べ	き	事	項
建築物	(略)								
	各階平面図								
	1 (略) 2 廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、廊下等に設けられる戸の開閉の方法並びに別表第 1 建築物の部16の項に掲げる公共的施設において廊下等に設けられる戸の幅及び照明設備の位置 3 階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置並びに別表第 1 建築物の部16の項に掲げる公共的施設において階段に設けられる照明設備の位置 4 (略) 5 車椅子使用者用便房のある便所、オストメイトのための洗浄設備を設けた便房のある便所及び床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器のある便所の位置並びに別表第 1 建築物の部16								

		6 (略) 7 エレベーターその他の昇降機の位置 8 別表第3の1の表10の項に定める基準に適合する案内板等の位置 9・10 (略) 11 別表第3の1の表14の項に定める基準に適合する共同浴室等の位置 12 別表第3の1の表15の項に定める基準に適合する更衣室及びシャワー室の位置 13 別表第3の1の表16の項に定める基準に適合する客室の位置 14・15 (略)
構造詳細図	エレベーター 一	(略)
	便 所	縮尺、多目的トイレのある便所の構造、多目的トイレ及びオストメイトのための洗浄設備を設けた便所の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器の構造
	共同浴室等	縮尺並びに共同浴室等及び別表第3の1の表16の項第4号に定める客室に設けられる浴室の構造
	(略)	
人的支援の 用例集	第4条ただし書に規定する場合における場所及び障害の別により行う案内又は介助等の方法	

		の項に掲げる公共的施設において便所の出入口付近に設けられる男子用及び女子用の区別等を視覚障害者に示すための設備の位置 6 (略) 7 エレベーター、エスカレーターその他の昇降機の位置 8 別表第3の1の表11の項に定める基準に適合する案内板等の位置 9・10 (略) 11 別表第3の1の表15の項に定める基準に適合する共同浴室等の位置 12 別表第3の1の表16の項に定める基準に適合する更衣室及びシャワー室の位置 13 別表第3の1の表17の項に定める基準に適合する客室の位置 14・15 (略)
構造詳細図	エレベーター 一	(略)
	エスカレーター	縮尺及び昇降口の踏み段の構造
	便 所	縮尺、車いす使用者用便房のある便所の構造、車いす使用者用便房及びオストメイトのための洗浄設備を設けた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器の構造
	共同浴室等	縮尺及び共同浴室等及び別表第3の1の表17の項第4号に定める客室に設けられる浴室の構造
	(略)	

(略) 公園	(略)	
	平面図	1～4 (略) 5 <u>多目的トイレ</u> のある便所、オストメイトのための洗浄設備を設けた便房のある便所及び床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器のある便所の位置 6 (略)
	(略)	
(略)	構造詳細図	便所 縮尺、 <u>多目的トイレ</u> のある便所の構造、 <u>多目的トイレ</u> 及びオストメイトのための洗浄設備を設けた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器の構造
	(略)	
旅客施設	(略)	
	配置図(平面図)	1～5 (略) 6 <u>旅客施設</u> の主たる利用経路と公共用通路の出入口の位置及び幅(当該出入口が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合には、それらの位置及び幅を含む。)並びに当該出入口に設けられる戸の幅及び開閉の方法 7～11 (略) 12 <u>多目的トイレ</u> のある便所、オストメイトのための洗浄設備を設けた便房のある便所及び床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器のある便所の位置並びに便所の出入口付近に設けられる男子用及び女子用の区別等を視覚障害者に示すための設備の位置 13 <u>通路等</u> の位置及び幅(当該通路が段、傾斜路若しくはその踊場又は排水溝を有する場合には、

(略) 公園	(略)	
	平面図	1～4 (略) 5 <u>車椅子使用者用便房</u> のある便所、オストメイトのための洗浄設備を設けた便房のある便所及び床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器のある便所の位置 6 (略)
	(略)	
(略)	構造詳細図	便所 縮尺、 <u>車いす使用者用便房</u> のある便所の構造、 <u>車いす使用者用便房</u> 及びオストメイトのための洗浄設備を設けた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器の構造
	(略)	
公共交通機関の施設	(略)	
	配置図(平面図)	1～5 (略) 6 <u>建築物以外</u> における主たる利用経路と公共用通路の出入口の位置及び幅(当該出入口が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合には、それらの位置及び幅を含む。)並びに当該出入口に設けられる戸の幅及び開閉の方法 7～11 (略) 12 <u>車いす使用者用便房</u> のある便所、オストメイトのための洗浄設備を設けた便房のある便所及び床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器のある便所の位置並びに便所の出入口付近に設けられる男子用及び女子用の区別等を視覚障害者に示すための設備の位置

それらの位置、幅及び勾配を含む。)並びに敷地内の通路に設けられる手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置		
14 駐車場の位置、駐車場のうち障害者等用駐車施設の位置及び幅並びに駐車場の出入口から障害者等用駐車施設に至る駐車場の通路の位置及び幅(当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置、幅及び勾配を含む。)	各階平面図	1 ～ 5 (略) 6 旅客施設の主たる利用経路と公共用通路の出入口の位置及び幅(当該出入口が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。)並びに当該出入口に設けられる戸の幅及び開閉の方法 7 ～ 11 (略) 12 多目的トイレのある便所、オストメイトのための洗浄設備を設けた便房のある便所及び床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器のある便所の位置並びに便所の出入口付近に設けられる男子用及び女子用の区別等を視覚障害者に示すための設備の位置 13 別表第3の5の表10の項に定める基準に適合する案内板等の位置 14 授乳場所等の位置
(略)		
構造詳細図	(略)	便 所 縮尺、多目的トイレのある便所の構造、多目的トイレ及びオストメイトのための洗浄設備を設けた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器の構造

各階平面図		1 ～ 5 (略) 6 建築物以外における主たる利用経路と公共用通路の出入口の位置及び幅(当該出入口が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。)並びに当該出入口に設けられる戸の幅及び開閉の方法 7 ～ 11 (略) 12 車いす使用者用便房のある便所、オストメイトのための洗浄設備を設けた便房のある便所及び床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器のある便所の位置並びに便所の出入口付近に設けられる男子用及び女子用の区別等を視覚障害者に示すための設備の位置
(略)		
構造詳細図	(略)	便 所 縮尺、車いす使用者用便房のある便所の構造、車いす使用者用便房及びオストメイトのための洗浄設備を設けた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器の構造

別記

第1号様式 (第5条関係)

適合証交付請求書

(略)

第1号様式の2 (その1) (第5条、第7条、第10条関係)

整備基準適合状況表 (建築物)

(略)

第1号様式の2 (その2) (第5条、第7条、第10条関係)

整備基準適合状況表 (道路)

(略)

第1号様式の2 (その3) (第5条、第7条、第10条関係)

整備基準適合状況表 (公園)

(略)

第1号様式の2 (その4) (第5条、第7条、第10条関係)

整備基準適合状況表 (駐車場)

(略)

第1号様式の2 (その5) (第5条、第7条、第10条関係)

整備基準適合状況表 (公共交通機関の施設)

(略)

第1号様式の3 (第5条、第7条関係)

用途面積算出表

(略)

第1号様式の4 (第5条関係)

(略)

	第2号様式（その1） （第7条関係） 特定公共的施設（建築物）新設等（変更）協議書 (略)	
	第2号様式（その2） （第7条関係） 特定公共的施設（建築物以外の施設）新設等（変更）協議書 (略)	
	第3号様式（第8条関係） 特定公共的施設工事完了届 (略)	
	第4号様式（その1） （第10条関係） 特定公共的施設（建築物）整備基準適合状況報告書 (略)	
	第4号様式（その2） （第10条関係） 特定公共的施設（建築物以外の施設）整備基準適合状況報告書 (略)	
	第5号様式（第11条関係） (略)	

第2条 新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第6条関係）

区分	公共的施設	特定公共的施設
建築物	1 学校等 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校又は各種学校 (2) 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校	全てのもの
	2 病院等	全てのもの
	(1) 病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。） (2) 診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）又は薬局	用途面積が100平方メートルを超える

			もの	
3	劇場、観覧場、映画館又は演芸場		客席の床面積が200平方メートルを超えるもの	
4	集会場又は公会堂	(1) 集会場（地縁による団体による所有し、及び管理するものに限る。）	用途面積が300平方メートルを超えるもの	
5	展示場	(2) 前号以外のもの	全てのもの	
			用途面積が1,000平方メートルを超えるもの	
6	物品販売店舗等	(1) 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（次号のコンビニエンスストアを除く。）	用途面積が300平方メートルを超えるもの	
		(2) コンビニエンスストア（商業動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第17号）第4条第5項に規定するコンビニエンスストア（次のいずれにも該当するものに限る。）をいう。以下同じ。） ア 売場面積が30平方メートル以上であること。 イ 営業時間が1日当たり14時間以上であること。 ウ 用途面積が300平方メートル以下であること。	用途面積が200平方メートルを超えるもの	
7	ホテル又は旅館		用途面積が1,000平方メートルを超えるもの	
8	社会福祉施設		全てのもの	
	(1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
9	体育館、水泳場、ボーリング場その他スポーツをするための施設又は遊技場		用途面積が1,000平方メートルを超えるもの	
10	博物館、美術館又は図書館		全てのもの	
11	公衆浴場		用途面積が1,000平方メートルを超えるもの	
12	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		用途面積が300平方メートルを超えるもの	
13	銀行、郵便局その他これらに類するもの		全てのもの	
14	理容所又は美容所		用途面積が100平方メートルを超えるもの	
15	クリーニング取次店、貸衣装屋、旅行代理店その他の公衆に直接サービスを提供するサービス業を営む		用途面積が300平方メートルを超えるもの	

店舗		もの
16	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの（兼用住宅（住宅の一部にこれらの用途に供する部分を設けるもので、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）を除く。）	全てのもの
17	自動車関連施設	自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上のもの
	(1) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場のうち建築物であるもの（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）	
	(2) 給油取扱所その他これに類するもの	用途面積が300平方メートルを超えるもの
	(3) 自動車教習所	全てのもの
18	公衆便所	全てのもの
19	公共用歩廊	全てのもの
20	事務所等	全てのもの
	(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
	(2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備を設置して行うものに限る。）に係る営業所	
	(3) 前2号以外のもの	用途面積が3,000平方メートルを超えるもの
21	共同住宅、寄宿舎又は下宿	用途面積が3,000平方メートルを超えるもの
22	工場	用途面積が3,000平方メートルを超えるもの
23	1の項から19の項まで並びに20の項第1号及び第2号に掲げる施設のうち2以上の施設が複合して構成された建築物の当該2以上の施設の共用部分	1の項から19の項まで並びに20の項第1号及び第2号に掲げる施設の用途面積（共用部分の面積を除く。）の合計が1,000平方メートルを超える場合のもの
24	地下街 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第1項に規定する地下街	全てのもの

道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（次に掲げるものを除く。） (1) 市町村道 (2) 市町村が管理を行う一般国道又は県道 (3) 自動車のみ的一般交通の用に供する道路（前2号に掲げるものを除く。）	全てのもの
公園	遊園地、動物園又は植物園（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園に設けられるものを除く。）	全てのもの
駐車場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場のうち建築物以外のもの（機械式駐車場を除く。）	自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上のもの
旅客施設	(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する停車場 (2) 空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港 (3) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設その他旅客の乗降又は待合いの用に供する船舶の発着場の施設 (4) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル	全てのもの

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

1 建築物（コンビニエンスストアを除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 主たる利用経路	(1) 次に掲げる場合には、それぞれに掲げる経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「主たる利用経路」という。）とすること。 ア 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。） イ 公共的施設又はその敷地に多目的トイレ（16の項に定める構造の客室に設けられるものを除く。以下この号において同じ。）を設ける場合 利用居室（当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該多目的トイレまでの経路 ウ 公共的施設又はその敷地に障害者等用駐車施設を設ける場合 当該障害者等用駐車施設から利用居室までの経路 エ 別表第1建築物の部19の項に掲げる公共的施設である場合 その一方の側の道等から当該公共的施設を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共的施設又はその敷地にある部分に限る。） (2) 主たる利用経路は、2の項、4の項、6の項及び8の項に掲げるもののほか、次に掲げるものとすること。 ア 主たる利用経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (7) 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合

	(4) 別表第1建築物の部1の項に掲げる公共的施設(特別支援学校で用途面積が2,000平方メートル以上の場合を除く。)並びに同部16の項及び17の項第3号に掲げる公共的施設で、3の項で定める構造の階段を設ける場合 イ 主たる利用経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。 (7) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (3) 主たる利用経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により6の項第4号の規定によることが困難である場合における前2号の規定の適用については、第1号ア中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該公共的施設の車寄せ」とすること。
2 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 別表第1建築物の部1の項に掲げる公共的施設(視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校を除く。)、同部6の項第1号に掲げる公共的施設(卸売市場に限る。)並びに同部16の項、17の項、21の項並びに22の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設にあつては、階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する部分には、次に掲げる場合を除き、注意喚起用床材を敷設すること。 ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 (3) 前号に規定する注意喚起用床材は、別表第1建築物の部8の項第1号及び20の項第3号に掲げる公共的施設において利用上支障がある場合には、突起を設けなくてよいこと。 (4) 主たる利用経路を構成する廊下等は、前3号に定めるもののほか、次に掲げるものとすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 廊下等の末端の付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 ウ 1の項第2号イに定める出入口及び8の項第11号に定めるエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、その前後に高低差がないこと。 エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
3 階段	(1) 踊場を除き、手すりを設けること。 (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (3) 別表第1建築物の部1の項に掲げる公共的施設(特別支援学校を除く。)、同部6の項第1号に掲げる公共的施設(卸売市場に限る。)並びに同部16の項、17の項(第1号を除く。)、21の項及び22の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設にあつては、次のとおりとする。 ア 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大いことにより段を容易に識別できるものとする。

	イ 段鼻の突き出しその他の原因となるものを設けない構造とすること。 (4) 別表第1建築物の部1の項に掲げる公共的施設（視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校を除く。）、同部6の項第1号に掲げる公共的施設（卸売市場に限る。）並びに同部16の項、17の項、第21の項並びに22の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設にあっては、段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、次に掲げる場合を除き、注意喚起用床材を敷設すること。 ア 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 イ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合 (5) 前号に規定する注意喚起用床材は、別表第1建築物の部8の項第1号及び20の項第3号に掲げる公共的施設において利用上支障がある場合には、突起を設けなくてよいこと。 (6) 主たる階段は、回り階段でないこと。 (7) 別表第1建築物の部2の項から5の項までに掲げる公共的施設、同部6の項第1号に掲げる公共的施設（卸売市場を除く。）、同部8の項第1号に掲げる公共的施設（老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、医療型児童発達支援センター及び肢体不自由のある児童又は重症心身障害児が入所する障害児入所施設に限る。）及び第2号並びに10の項及び20の項第1号に掲げる公共的施設にあっては、次に掲げる場合を除き、1以上の階段（踊場を除く。）の両側に手すりを設けること。 ア 8の項第1号に定める構造のエレベーターを設置する場合 イ 近接する複数の階段がある場合で、合わせて左右両側の手すりを設置するとき。 ウ 幅員が140センチメートルを確保できない場合
4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (3) 別表第1建築物の部1の項に掲げる公共的施設（特別支援学校を除く。）、同部6の項第1号に掲げる公共的施設（卸売市場に限る。）並びに同部16の項、17の項（第1号を除く。）、21の項及び22の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設にあっては、傾斜路の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大いことによりその存在を容易に識別できるものとする。 (4) 別表第1建築物の部1の項に掲げる公共的施設（視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校を除く。）、同部6の項第1号に掲げる公共的施設（卸売市場に限る。）並びに同部16の項、17の項、21の項及び22の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設にあっては、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、次に掲げる場合を除き、注意喚起用床材を敷設すること。 ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 エ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合 (5) 前号に規定する注意喚起用床材は、別表第1建築物の部8の項第1号及び20の項第3号に掲げる公共的施設において利用上支障がある場合には、突起を設けなくてよいこと。 (6) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (7) 主たる利用経路を構成する傾斜路は、前各号に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

	ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに階幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
5 便所	(1) 便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。ただし、専ら従業員等が使用する便所を設ける場合又は共同住宅の住戸内に設ける便所にあつては、この限りでない。 ア 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）内に、多目的トイレを1以上設けること。 イ 多目的トイレの出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 多目的トイレの出入口の戸及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合における当該戸は、次に掲げる構造とすること。 (7) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (4) 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。 エ 多目的トイレが設けられている便所は、車椅子使用者が円滑に利用することができよう十分な空間が確保されていること。 オ 車椅子使用者が移動する際に支障となる段を設けないこと。 カ 多目的トイレが設けられている便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）に設定する洗面台のうち1以上の洗面台は、車椅子使用者が円滑に利用できよう高さ、け込み等に配慮した構造とするとともに、車椅子使用者が円滑に利用できる高さの鏡を設置すること。 キ 多目的トイレに設置する水栓器具は、レバー式等の操作が容易な構造とすること。 ク 用途面積が2,000平方メートル以上（別表第1建築物の部18の項に掲げる公共的施設にあつては、50平方メートル以上）の公共的施設（同部1の項に掲げる公共的施設（特別支援学校を除く。）、同部6の項第1号に掲げる公共的施設（卸売市場に限る。）、同部8の項第1号に掲げる公共的施設（主として高齢者、障害者等が利用するものを除く。）、同部12の項に掲げる公共的施設（飲食店を除く。）並びに同部16の項、17の項第3号、20の項第3号、21の項及び22の項に掲げる公共的施設を除く。）の便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）内に、オストメイトのための洗浄設備を設けた便房を1以上設けること。 (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (3) 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）に設置する水栓器具のうち1以上は、レバー式等の操作が容易な構造とすること。 (4) 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器を1以上設けること。
6 敷地内の通路	敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、敷地の接する道路から駐車場までの敷地内の通路が専ら車両用通路として利用される場合等、高齢者、障害者等の利用上支障がないときは、この限りでない。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 段がある部分は、次に掲げるものとすること。 ア 手すりを設けること。

	イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 ウ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。 エ 主たる階段は、回り階段でないこと。 (3) 傾斜路は、次に掲げるものとする。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。ただし、別表第1建築物の部1の項に掲げる公共的施設（特別支援学校を除く。）、同部6の項第1号に掲げる公共的施設（卸売市場に限る。）並びに同部16の項、17の項（第1号を除く。）、21の項及び22の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 ウ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (4) 主たる利用経路を構成する敷地内の通路は、前3号に定めるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 エ 傾斜路は、次に掲げるものとする。 (7) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (4) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 (ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 オ 排水溝を設ける場合には、つえ及び車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋を設けること。
7 駐車場	駐車場を設ける場合には、次に定める基準により、障害者等用駐車施設を1以上設けること。ただし、専ら従業員が使用する駐車場を設ける場合は、この限りでない。 (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。 (2) 1の項第1号ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
8 エレベーター	(1) エレベーターを設ける場合には、次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。ただし、多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口のない階において提供されるサービス若しくは販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、若しくは購入することができ措置を講じる場合又は主として荷物の運搬の用に供するエレベーターを設置する場合は、この限りでない。 ア 籠は、多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室、多目的トイレ、障害者等用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 籠の幅は、100センチメートル以上とすること。

	エ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。 オ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。 カ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 キ 籠内には、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡を設けること。 ク 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 ケ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 コ 別表第1建築物の部6の項第1号に掲げる公共的施設（御売市場に限る。）並びに同部17の項、21の項及び22の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設にあっては、前各号に定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。 (ア) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 (イ) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合においては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができうる構造とすること。 (ウ) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 (2) 主たる利用経路を構成するエレベーター（次号に定めるものを除く。）で、用途面積が2,000平方メートル以上の公共的施設に設置するものについては、前号ア、イ及びエからコまでの規定によるほか、次に掲げるものであること。 ア 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、別表第1建築物の部21の項に掲げる公共的施設にあっては、100センチメートル以上とすること。 イ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、別表第1建築物の部21の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 ウ 籠内には、手すりを設けること。ただし、別表第1建築物の部21の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 エ 籠の出入口には、乗降者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制御することができうる光電式等の乗降者検出装置を設けること。 (3) 主たる利用経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、平成18年国土交通省告示第1492号第2第1号に規定するものであること。
9 標識	整備基準に適合する便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターの付近には、次に定めるところにより、それぞれ、当該便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターがあることを表示する標識を設けること。 (1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 (2) 表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合するもの）とすること。
10 案内板等	(1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の整備基準に適合する便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターの配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターの配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

	(2) 前号に規定する案内板その他の設備の高さ、文字の大きさその他の表示方法は、高齢者、障害者等が見やすいものとする。 (3) 別表第1建築物の部1の項に掲げる公共的施設（学校教育法第1条に規定する学校を除く。）、同部6の項第1号に掲げる公共的施設（卸売市場に限る。）並びに同部16の項、17の項、21の項及び22の項に掲げる公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の整備基準に適合する便所又はエレベーターの配置を点字により表示する等視覚障害者に示すための設備を設けること。 (4) 公共的施設の内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する受付等から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が11の項第2号に定める基準に適合するものである場合は、前3号の規定は適用しない。 (5) 別表第1建築物の部2の項第1号に掲げる公共的施設（病院に限る。）には、調剤の受取を待つための文字による表示装置を設けること。 (6) 別表第1建築物の部3の項、4の項及び7の項に掲げる公共的施設に消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条第3項第1号に掲げる自動火災報知設備を設ける場合には、これと連動した光等による非常警報装置を設けること。
11 視覚障害者利用経路	(1) 別表第1建築物の部1の項に掲げる公共的施設（学校教育法第1条に規定する学校を除く。）、同部6の項第1号に掲げる公共的施設（卸売市場に限る。）並びに同部16の項、17の項、21の項及び22の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設の道等から案内設備（10の項第3号の規定による設備又は10の項第4号の規定による受付等という。以下同じ。）までの経路のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用経路」という。）とすること。ただし、当該公共的施設の内にある当該公共的施設を管理する者等が、常時勤務する受付等から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。 (2) 視覚障害者利用経路は、次に掲げるものとする。 ア 誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせで敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。 イ 当該視覚障害者利用経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分については、注意喚起用床材を敷設すること。 (7) 車路に近接する部分 (イ) 次に掲げるものを除き、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの c 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等 ウ アに規定する誘導用床材及び注意喚起用床材並びにイに規定する注意喚起用床材は、別表第1建築物の部1の項に掲げる公共的施設（視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校を除く。）並びに同部8の項第1号及び20の項第3号に掲げる公共的施設において利用上支障がある場合には、突起を設けなくてよいこと。
12 授乳場所等	(1) 別表第1建築物の部8の項第1号に掲げる公共的施設（母子健康センター及び母子・父子福祉施設に限る。）、同部10の項に掲げる公共的施設、同部20の項第1号に掲げる公共的施設（保健所及び市町村保健センターに限る。）並びに同部24の項に掲げる公共的施設は、授乳及びおむつ交換のできる場所を設置するとともに、次に掲げるものとする。

	ア 椅子その他授乳に必要な設備を設けること。 イ ベビーベッド、汚物入れ、洗面台その他おむつ交換に必要な設備を設けること。 ウ 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）内に、ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備を設置した便房を1以上設けること。 (2) 別表第1建築物の部2の項から5の項まで及び6の項に掲げる公共的施設（卸売市場を除く。）、同部8の項第1号に掲げる公共的施設（保育所及び保育所型認定こども園に類するものに限る。）、同部9の項に掲げる公共的施設（遊技場を除く。）、12の項に掲げる公共的施設（飲食店に限る。）、15の項に掲げる公共的施設（乳幼児を連れた者が長時間利用するものに限る。）及び20の項第1号に掲げる公共的施設（保健所及び市町村保健センターを除く。）で用途面積が2,000平方メートルを超えるものにおいて授乳及びおむつ交換のできる場所を設置するとともに、前号アからウまでに掲げるものとし、用途面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のものにおいてはおむつ交換のできる場所を設置するとともに、前号イ及びウに掲げるものとする。 (3) 別表第1建築物の部18の項に掲げる公共的施設で用途面積が50平方メートルを超えるものにおいては、第1号ウに掲げるものとする。
13 客席	(1) 別表第1建築物の部3の項及び4の項に掲げる公共的施設並びに同部9の項に掲げる公共的施設（遊技場を除く。）に固定式の席を設ける場合には、席数を200で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げ、その数が10を超えるときは10とする。）以上の人数分の車椅子使用者が利用できる区画を設けること。 (2) 前号に規定する区画は、車椅子使用者1人について幅90センチメートル以上とし、かつ、奥行き150センチメートル以上とすること。 (3) 客席の主たる利用経路を構成する出入口から第1号に規定する区画に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。 ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。 イ 高低差がある場合には、4の項第2号及び第7号アからウまでに定める構造の傾斜路を設けること。
14 共同浴室等	別表第1建築物の部7の項、8の項第2号及び11の項に掲げる公共的施設に共同浴室及び脱衣場を設ける場合には、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）のものは、次に定める構造とすること。 (1) 共同浴室及び脱衣場のそれぞれの出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 (2) 共同浴室及び脱衣場のそれぞれの出入口に戸を設ける場合における当該戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。 (3) 車椅子使用者が移動する際に支障となる段を設けないこと。 (4) 浴槽に入り、又は脱衣をするための腰掛台を設けること。 (5) 水栓器具は、レバー式等の操作が容易な構造とすること。 (6) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 (7) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
15 更衣室及びシャワー室	別表第1建築物の部9の項に掲げる公共的施設（遊技場を除く。）に更衣室又はシャワー室を設ける場合には、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）のものは、次に定める構造とすること。 (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

	(2) 出入口に戸を設ける場合における当該戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。 (3) 車椅子使用者が移動する際に支障となる段を設けないこと。 (4) シャワーを使用し、又は更衣をするための腰掛台及び手すりを設けること。 (5) 水栓器具は、操作が容易な位置に設け、レバー式等の操作が容易な構造とすること。 (6) 更衣用の区画又はシャワー用の区画を設ける場合には、1以上のものは、車椅子使用者が円滑に使用できるよう床面積が確保されていること。
16 客室	別表第1建築物の部7の項に掲げる公共的施設には、次に定める構造の客室を1以上設けること。 (1) 出入口は、次に掲げるものとすること。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (2) 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保されていること。 (3) 5の項第1号アからキまで及び第2号に定める構造の便所が設けられている場合、又は全客室数が50室未満で、かつ、客室の外部に同項第1号アからキまで及び第2号に定める構造の便所が設けられている場合は、この限りでない。 (4) 14の項に定める構造に準じた構造の浴室を設けること。ただし、当該客室が設けられている公共的施設に14の項に定める構造の共同浴室等が設けられている場合は、この限りでない。 2人以上の受付カウンター又は記載台を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に使用できるよう次に定める構造のものを1人以上設けること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができ構造とする場合は、この限りでない。 (1) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (2) 高さは75センチメートル程度とし、下部に車椅子使用者が円滑に使用するために必要なけ込みを設けること。
18 公衆電話台	公衆電話台を設置する場合は、車椅子使用者が円滑に使用できるよう高さ及びけ込み配慮した公衆電話台を1以上設けること。
1の2 建築物（コンビニエンスストアに限る。）に関する整備基準	
整備項目 整備基準	
1 出入口	利用者の用に供する1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (2) 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、建築物を管理する者等の介助等により、高齢者、障害者等が移動することが可能となる場合においては、この限りでない。
2 廊下等	利用者の用に供する主要な廊下等（出入口とレゾを結ぶ経路をいう。）は、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (2) 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、建築物を管理する者等の介助等により、高齢者、障害者等が移動することが可能となる場合においては、この限りでない。

3	便所	(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (1) 利用者の用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上に、次に定める構造の便房を1以上設けること。 ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 イ 建築物を管理する者等の介助等により、車椅子使用者が使用することが可能であること。 (2) 当該便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 (3) 車椅子使用者が移動する際に支障となる段を設けないこと。 (4) 当該便房の出入口の戸及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合における当該戸は、内開き戸としないこと。
4	敷地内の通路	(1) 専ら歩行者の用に供する主要な敷地内の通路を設ける場合には、当該通路の幅は、120センチメートル以上とすること。 (2) 利用者の用に供する主要な敷地内の通路には、通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合又は建築物を管理する者等の介助等により、高齢者、障害者等が移動することが可能となる場合においては、この限りでない。
2 道路に関する整備基準		
	整備項目	整備基準
	歩道	歩道を設ける場合には、当該歩道は、次に定める構造とすること。 (1) 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。 (2) 舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (3) 舗装は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 (4) 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。 (5) 車両の沿道への出入りの用に供される歩道の部分（以下「車両乗入れ部」という。）を除く部分の横断勾配は、100分の1を超えないこと。ただし、第2号ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。 (6) 車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。 (7) 車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く部分に設ける縁石の車道等に対する高さは、15センチメートル以上とすること。 (8) 縁石を除く部分（横断歩道に接続する部分を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルとすること。ただし、道路の構造、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (9) 横断歩道に接続する部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルとすること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。 (10) 前号の段差に接続する部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とすること。 (11) 排水溝を設ける場合には、つえ及び車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋を設けること。

	(12) 視覚障害者の注意を喚起し、又は視覚障害者を誘導するために必要であると認められる箇所に、注意喚起用床材又は誘導用床材を敷設すること。 (13) 注意喚起用床材又は誘導用床材には、視覚障害者の注意を喚起し、又は視覚障害者を誘導するために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。
3 公園に関する整備基準	
整備項目	整備基準
1 園路及び広場	公園の出入口と屋根付広場等（2の項から9の項までに定める構造の公園施設又は主要公園施設をいう。以下同じ。）との間の経路及び7の項に定める構造の駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を構成する園路及び広場を設ける場合には、そのうち1以上のものは、次に定める構造とすること。 (1) 出入口は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすること。 イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。 ウ 出入口から水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下この表において同じ。）を併設すること。 (2) 通路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができ広がる場所を設けた上で、120センチメートル以上とすること。 イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 エ 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。 オ 横断勾配は、100分の1を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。 カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 キ 排水溝を設ける場合には、つえ及び車椅子のギヤスターが落ち込まない溝蓋を設けること。 (3) 階段（その踊場を含む。以下この表において同じ。）は、次に定める構造とすること。 ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

	イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。 カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを併設すること。 (5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすること。 イ 縦断勾配は、100分の8を超えないこと。 ウ 横断勾配は、設けないこと。 エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。 カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、注意喚起用床材及び誘導用床材を適切に組み合わせて床面に敷設したものの他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 案内板の付近その他の要所には、注意喚起用床材又は誘導用床材を敷設すること。 (8) 2の項から9の項までに定める構造の公園施設のうちそれぞれ1以上及び主要公園施設に接続していること。
2 屋根付広場	屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上のものは、次に定める構造とすること。 (1) 出入口は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすること。 イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
3 休憩所及び管理事務所	休憩所又は管理事務所を設ける場合は、当該休憩所のうち1以上のもの又は当該管理事務所は、次に定める構造とすること。 (1) 出入口は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすること。 イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

	ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。 (7) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (4) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 (2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上のものは、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。 (3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 (4) 便所を設ける場合は、そのうち1以上のものは、5の項第1号に定める構造とすること。
4 野外劇場及び野外音楽堂	野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合には、次に定める構造とすること。 (1) 出入口は、2の項第1号に定める構造とすること。 (2) 出入口と次号に規定する車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすること。 イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 エ 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。 オ 横断勾配は、100分の1を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。 カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、注意喚起用床材及び誘導用床材を適切に組み合わせて床面に敷設したもののその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (3) 当該野外劇場又は当該野外音楽堂の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の次に定める構造の車椅子使用者用観覧スペースを設けること。 ア 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。 ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。 (4) 便所を設ける場合は、そのうち1以上のものは、5の項第1号に定める構造とすること。
5 便所	(1) 便所を設ける場合には、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）のものは、次に定める構造とすること。 ア 1の表5の項第1号アからエまで、カ及びキに定める構造とすること。 イ 車椅子使用者が移動する際に支障となる段（ウに掲げる場合において設けられる段を除く。）を設けないこと。 ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず便所の出入口に段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

	エ オストメイトのための洗淨設備を設けた便房を 1 以上設けること。 (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (3) 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）に設置する水栓器具のうち 1 以上は、レバー式等の操作が容易な構造とすること。 (4) 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち 1 以上に、床置き式の小便器、壁掛け式の小便器その他これらに類する小便器を 1 以上設けることとし、その小便器には手すりを設けること。
6 水飲場及び手洗場	水飲場又は手洗場を設ける場合は、そのうち 1 以上のものは、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。
7 駐車場	(1) 駐車場を設ける場合には、そのうち 1 以上に、当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合は当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合は当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の 1 の表 7 の項第 1 号に定める基準に適合する障害者等用駐車施設を設けること。 (2) 障害者等用駐車施設は、公園の出入口から当該障害者等用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 (3) 障害者等用駐車施設へ通ずる公園の出入口から障害者等用駐車施設に至る駐車場内の通路は、1 の表 6 の項（第 4 号イ及びウを除く。）に定める構造とすること。
8 揭示板及び標識	(1) 揭示板を設ける場合は、当該揭示板に表示された内容が容易に識別できるものとする。 (2) 整備基準に適合する便所若しくは障害者等用駐車施設の付近又は多目的トイレの出入口には、それぞれ、当該便所、障害者等用駐車施設又は多目的トイレがあることを表示する標識を設けること。 (3) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合するもの）とすること。
9 案内板	案内板を設ける場合には、次に定める案内板を設けること。 (1) 整備基準に適合する便所の配置を表示すること。 (2) 案内板の高さ、文字の大きさその他の表示方法は、高齢者、障害者等が見やすいものとする。 (3) 点字又は音声による案内を行うこと。 (4) 1 の項から 8 の項までに定める構造の公園施設の配置を表示した案内板を設ける場合は、そのうち 1 以上は、1 の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。
4 駐車場に関する整備基準	
整備項目	整備基準
1 出入口	1 以上の出入口は、1 の表 1 の項第 2 号イ (7) 及び 2 の項第 4 号ウに定める構造とすること。
2 駐車場	(1) 1 の表 7 の項第 1 号に定める基準に適合する障害者等用駐車施設を 1 以上設けること。 (2) 整備基準に適合する障害者等用駐車施設の付近には、当該障害者等用駐車施設があることを表示する標識を設けること。 (3) 障害者等用駐車施設は、1 の項に定める構造の出入口から当該障害者等用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

5 旅客施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 主たる利用経路	(1) 公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「旅客施設の主たる利用経路」という。）を、乗降場ごとに1以上設けること。 (2) 床面に高低差がある場合は、エレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設けることが困難な場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができること。 (3) 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（4の項第6号の基準に適合するものに限る。）又はエレベーター（7の項の基準に適合するものに限る。）を利用することができるときは、前号の規定により常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前号の規定によりないことができる。 (4) 旅客施設の主たる利用経路と公共用通路の出入口は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、90センチメートル以上であること。 イ 戸を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 (7) 幅は、90センチメートル以上であること。 (4) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 ウ エに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 エ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
2 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）	(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。 (2) 段を設ける場合は、当該段は、次に掲げる基準に適合させること。 ア 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられない構造のものとする。 (3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 (4) 旅客施設の主たる利用経路を構成する通路等は、前3号に定めるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、140センチメートル以上とする。 イ 通路等の末端の付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 ウ 戸を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 (7) 幅は、90センチメートル以上とする。 (4) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 オ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

3	階段	カ 照明設備が設けられていること。 (1) 手すりを両側に設けること。 (2) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 (3) 踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。 (4) 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 (5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (6) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合を除き、注意喚起用床材を敷設すること。 (7) 回り段がないこと。 (8) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (9) 照明設備が設けられていること。
4	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 手すりを両側に設けること。 (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。 (3) 傾斜路の前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 (4) 傾斜路がある部分の上端に近接する踊場の部分には、次に掲げる場合を除き、注意喚起用床材を敷設すること。 ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 ウ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合 (5) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (6) 旅客施設の主たる利用経路を構成する傾斜路は、前各号に定めるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに階幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
5	便所	(1) 便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。ただし、専ら従業員等が使用する便所を設ける場合にあっては、この限りでない。 ア 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）内に、多目的トイレを1以上設けること。 イ 多目的トイレの出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 多目的トイレの出入口の戸及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合における当該戸は、次に掲げる構造とすること。 (7) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (4) 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。 エ 多目的トイレが設けられている便所は、車椅子使用者が円滑に利用することができよう十分な空間が確保されていること。

	オ 車椅子使用者が移動する際に支障となる段を設けないこと。 カ 多目的トイレが設けられている便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）に設定する洗面台のうち1以上の洗面台は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造とするとともに、車椅子使用者が円滑に利用できる高さの鏡を設置すること。 キ 多目的トイレに設置する水栓器具は、レバー式等の操作が容易な構造とすること。 ク 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）内に、オストメイトのための洗浄設備を設けた便房を1以上設けること。 (2) 旅客施設の主たる利用経路と前号に定める構造の便所との間の経路における通路のうち1以上は、2の項第4号に定める構造とすること。 (3) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。 (4) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (5) 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）に設置する水栓器具のうち1以上は、レバー式等の操作が容易な構造とすること。 (6) 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、その小便器には手すりを設けること。
6 駐車場	駐車場を設ける場合には、次に定める基準により、障害者等用駐車施設を1以上設けること。ただし、専ら従業員が使用する駐車場を設ける場合は、この限りでない。 (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。 (2) 当該障害者等用駐車施設から車両等の乗降口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設け、そのうち1以上の経路は、2の項第4号に定める構造とすること。
7 エレベーター	旅客施設の主たる利用経路を構成するエレベーターは、次に掲げる構造とすること。 (1) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 (2) 籠の幅は140センチメートル以上であり、奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。 (3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。 (4) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。 (5) 籠内に手すりが設けられていること。 (6) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。

	(7) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在の位置を表示する設備が設けられていること。 (8) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。 (9) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に制御装置が設けられていること。 (10) 籠内に設ける制御装置及び乗降ロビーに設ける制御装置のうちそれぞれ1以上は、点字が貼り付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。 (11) 乗降ロビーの幅は、150センチメートル以上であり、奥行きは150センチメートル以上であること。 (12) 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。
8 エスカレーター	(1) エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。 (2) 旅客施設の主たる利用経路を構成するエスカレーターは、前号の規定によるほか、次に掲げるものであること。ただし、キ及びクについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものであること。 ア 上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方方向に移動することがない場合については、この限りでない。 イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。 ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。 エ 踏み段の端部の全体がその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。 オ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。 カ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。 キ 幅は、80センチメートル以上とすること。 ク 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができ構造であり、かつ、車止めが設けられていること。
9 標識	(1) 整備基準に適合するエレベーターその他の昇降機、傾斜路若しくは便所の付近又は多目的トイレの出入口には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所又は多目的トイレがあることを表示する標識を設けること。 (2) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z8210に定められているときは、これに適合するもの）とすること。
10 案内板等	(1) 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅にあっては、当該出入口又は改札口）の付近には、整備基準に適合する便所、障害者等用駐車施設、エレベーター（1の項第3号の規定によりエレベーターを設けない場合にあっては、同号に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この項において同じ。）又はエスカレーターの配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該便所、障害

	者等用駐車施設、エレベーター又はエスカレーターの配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (2) 前号に規定する案内板その他の設備の高さ、文字の大きさその他の表示方法は、高齢者、障害者等が見やすいものとする。 (3) 整備基準に適合する便所、エレベーター又はエスカレーターは、点字により表示する等視覚障害者に示すための設備を設けること。 (4) 旅客施設を管理する者等が常時勤務する受付等から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が11の項第1号に定める基準に適合するものである場合は、前3号の規定は適用しない。
11 誘導用床材及び注意喚起用床材	(1) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路は、誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、次に掲げる通路等は、この限りでない。 ア 視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等 イ 旅客船ターミナルにおける乗降設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所 ウ 旅客航空ターミナル施設における旅客搭乗橋（航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であって、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。以下同じ。） エ 駐車場等の車路を横断する部分 (2) 前号の規定により誘導用床材及び注意喚起用床材が敷設された通路等と7の項に掲げるエレベーターの乗降ロビーに設ける制御装置、点字による案内を行う案内板、便所の出入口及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設すること。ただし、前号ただし書に規定する通路等は、この限りでない。 (3) 第1号の規定により誘導用床材及び注意喚起用床材が敷設された通路等の車路に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
12 授乳場所等	別表第1 旅客施設の部に掲げる公共的施設で当該公共的施設を構成する建築物の用途面積が2,000平方メートルを超えるものにあつては授乳及びおむつ交換のできる場所を設置するとともに、次に掲げるものとし、当該公共的施設を構成する建築物の用途面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のものにあつてはおむつ交換のできる場所を設置するとともに、第2号及び第3号に掲げるものとする。 (1) 椅子その他授乳に必要な設備を設けること。 (2) ベビーベッド、汚物入れ、洗面台その他おむつ交換に必要な設備を設けること。 (3) 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）内に、ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備を設置した便房を1以上設けること。
13 改札口	(1) 改札口を設ける場合には、そのうち1以上は、幅を80センチメートル以上とすること。 (2) 鉄道駅において自動改札機を設ける場合には、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示すること。
14 乗降場等	(1) 鉄道駅のプラットフォームは、次に掲げる構造とすること。 ア プラットホームの緑端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の緑端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大いときは、旅客に対しこれを警告

するための設備を設けること。

イ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。
ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が1以上備えられていること。

エ 排水のための横断勾配は、1パーセントが標準であること。ただし、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられている場合は、この限りでない。

オ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

カ 発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットフォーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、注意喚起用床材その他の視覚障害者の転落を防止するための設備）が設けられていること。

キ カに掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホーム柵、注意喚起用床材その他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。

ク プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵が設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

ケ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられている場合は、この限りでない。

コ 照明設備が設けられていること。

(2) バスターミナルの乗降場は、次に掲げる構造とすること。

ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

イ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「バス車両用場所」という。）に接する部分には、柵、注意喚起用床材その他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

ウ 当該乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものとすること。

(3) 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下「乗降用設備」という。）を設置する場合は、当該乗降用設備は、次に掲げる構造とすること。

ア 車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。

イ 幅は、90センチメートル以上であること。

ウ 手すりが設けられていること。

エ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

オ 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、柵、注意喚起用床材その他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けること。

(4) 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋は、次に掲げる構造とすること。ただし、ウ及びエについては、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ア 幅は、90センチメートル以上であること。

	イ 旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が1以上備えられていること。 ウ 勾配は、12分の1以下であること。 エ 手すりが設けられていること。 オ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
--	--

別表第3の次の次に次の1表を加える。

別表第3の2（第4条関係）

小規模施設に対する人的支援の代替措置基準

整備項目	人的支援を代替措置とする場合	代替措置基準
1 主たる利用経路	敷地の状況又は建築物の構造上、別表第3の1の表1の項第2号アの整備基準によることが困難な場合	次の各号のいずれかに該当し、かつ、建築物を管理する者等の介助等により、高齢者、障害者等が移動することが可能であること。 (1) 階段又は段に仮設の傾斜路又は手すりを設けること。 (2) 主たる利用経路を構成する出入口を、建築物を管理する者等が常時勤務する受付等から容易に視認することができるようにすること。 (3) 道等から主たる利用経路を構成する出入口までの経路において、建築物を管理する者等と通話することができ機能有する設備を設けること。
2 階段	敷地の状況又は建築物の構造上、別表第3の1の表3の項第7号の整備基準によることが困難な場合	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 階段の片側に手すりを設置すること。 (2) 建築物を管理する者等の介助等により、高齢者、障害者等が移動することが可能であること。
3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	敷地の状況又は建築物の構造上、別表第3の1の表4の項第7号の整備基準によることが困難な場合	次の各号のいずれかに該当し、かつ、建築物を管理する者等の介助等により、高齢者、障害者等が移動することが可能であること。 (1) 傾斜路に手すりを設けること。 (2) 主たる利用経路を構成する出入口を、建築物を管理する者等が常時勤務する受付等から容易に視認することができるようにすること。 (3) 道等から主たる利用経路を構成する出入口までの経路において、建築物を管理する者等と通話することができ機能有する設備を設けること。
4 便所	敷地の状況又は建築物の構造上、別表第3の1の表5の項第1号アの整備基準によることが困難な場合	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）内に、次に定める構造の便所を1以上設けること。 ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 イ 建築物を管理する者等の介助等により、車椅子使用者が使用することが可能であること。

		(2) 当該便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 (3) 車椅子使用者が移動する際に支障となる段を設けないこと。 (4) 当該便房の出入口の戸及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合における当該戸は、内開き戸としないこと。
5	エレベーター	敷地の状況又は建築物の構造上、別表第3の1の表8の項第1号エの整備基準によることが困難な場合 次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 籠の奥行きは、110センチメートル以上とすること。 (2) 建築物を管理する者等の介助等により、高齢者、障害者等が移動することが可能であること。
6	標識	建築物（別表第1建築物の部4の項第1号に掲げる公共的施設、同部6の項第1号に掲げる公共的施設（卸売市場に限る。）、同部8の項第1号に掲げる公共的施設、同部9の項に掲げる公共的施設（ボーリング場及び遊技場を除く。）並びに同部16の項、17の項第3号、20の項、21の項及び22の項に掲げる公共的施設のうち一般公共の用に供されないものに限る。）を管理する者等が適切に高齢者、障害者等の案内をすること。 建築物を管理する者等が適切に高齢者、障害者等の案内をすること。
7	案内板等	建築物を管理する者等が適切に高齢者、障害者等の案内をすること。
8	視覚障害者利用経路	次の各号のいずれかに該当し、かつ、建築物等を管理する者等の介助等により、視覚障害者が移動することが可能であること。 (1) 道等から建築物を管理する者等と通話することができ機能有する設備まで容易に到達することができる場合 (2) 道等から建築物の主たる利用経路を構成する出入口までの経路を、建築物を管理する者等が常時勤務する受付等から容易に視認することができる場合
9	受付カウンター及び記載台	車椅子使用者が円滑に受付カウンター又は記載台を使用することができるよう建築物を管理する者等が介助等を行うこと。
10	公衆電話台	車椅子使用者が円滑に公衆電話台を使用することができるよう建築物を管理する者等が介助等を行うこと。